

件名	愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
主管課	子育て支援課
根拠法令等	① 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成31年2月15日公布、4月1日施行） ② 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理に関する省令（平成30年2月16日公布、平成31年4月1日施行）

【改正の概要】従うべき国の基準省令の改正に伴う児童福祉施設の職員の資格要件に関する基準の改正

1 児童指導員の資格要件への幼稚園教諭の追加等（根拠法令①、②）

施設名	職種	資格要件
児童養護施設	児童指導員	小学校、中学校、高等学校等の教諭となる資格を有する者 → <u>幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の教諭の免許状</u> を有する者 ↑① ↑②

※「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」に基づく地方公共団体からの提案等を踏まえた改正

2 児童指導員等の資格要件の大学卒業者に短期大学が含まれないことを明記（根拠法令①）

施設名	職種	資格要件
乳児院	心理療法担当職員	大学の卒業者 →大学（短期大学を除く。）の卒業者
児童心理治療施設	心理療法担当職員	
児童養護施設	児童指導員	

※運用が変更されるものではなく、取扱いを明確化するため省令に明記されたもの

3 専門職大学の制度創設等に伴う改正（根拠法令②）

施設名	職種	資格要件
母子生活支援施設	母子支援員	児童福祉施設の職員・児童自立支援専門員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者 →（ <u>専門職大学の前期課程を修了した者を含む。</u> ）を追加
児童厚生施設	児童の遊びを指導する者	
児童養護施設	児童指導員	
児童自立支援施設	児童自立支援専門員	

施行日 平成31年4月1日

【その他参考事項】

○専門職大学

大学のうち、深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的とするもの（学校教育法第83条の2）

○専門職大学の前期課程修了者

専門職大学の課程は、4年一貫制のほか、4年の課程を前期（2年又は3年）・後期（2年又は1年）に区分する学科を設けることが可能。前期課程修了者には、「短期大学士（専門職）」（短期大学卒相当）の学位が授与される。